

監 査 公 表

静岡市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長等から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和2年10月5日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	白 鳥 三和子
同	山 根 田鶴子
同	山 本 彰 彦

記

令和元年度定期監査

1 積算書における単価の根拠について〔児童相談所〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定により、予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、児童相談所樹木管理業務の積算書について、樹木ごとの剪定作業や樹木消毒などの単価の根拠を確認したところ、前年度の積算書をそのまま流用しており、その単価の根拠についての説明もできず、結果として根拠が不明確なまま積算されていた。

【措置の状況】

積算書における単価の根拠が不明確なまま積算されていたことについては、担当者の理解が不足し、前年度の積算書をそのまま使用すれば問題ないと認識し、必要な確認及び修正を怠ったこと、各承認者及び決裁者が単価の確認を怠り、その根拠が不明確であることに気が付かなかったことが原因です。

このため、委託事務を行うに当たり、次の改善をしました。

- 1) 職員の理解を深めるため、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより事務処理方法を確認し、事務手続の漏れなく、確実に施行することを担当者に徹底しました。
- 2) 単価については、当業務はその事業規模（積算金額）から、樹木の種類、本数及

び植樹面積別の単価設定は必要ないため、複数の事業者から作業内容別の参考見積書を徴取するなどし、それを参考に積算することとしました。

- 3) 決裁過程において、係長は積算書に参考見積書に記載された作業内容が漏れなく記載されていることを確認し、決裁者はその確認がされていることを確認することとしました。その担保のため、係長が確認をした積算書に確認した旨の記載をし、その記載がされた積算書を決裁に添付することとしました。

令和2年度は、前述の方法により単価の根拠を明確にし、委託事務を実施しました。

2 積算金額の算出誤りについて〔児童相談所〕

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定により、予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、児童相談所清掃業務について、前年度の積算書をそのまま流用していた上、次のような誤りがあり、結果として正確な積算がされていなかった。

- 1) 人件費の単価について、本来この業務では該当しない清掃員Bの単価を使用していた。
- 2) 清掃作業表で作業単位を設定しており、そこでは「便器・手洗器・汚物入れ」を合わせて「14.00 m²・個」とされているところ、作業時間の積算書においては、「大便器」「小便器」「手洗い器」「汚物入れ」を別々に計上していた上に、その合計作業単位が「17.00 m²・個」となっているなど、区分や数量に引用の誤りがあった。
- 3) 積算書では、作業時間を算出するために「((回数×作業単位×単位時間)÷60)÷60」で計算することとされているが、「一時保護棟」の「1階大便器」などにおいては、その計算式では算出できない積算となっていた。
- 4) 積算書の「相談所棟」の「共通その他」において、「1階窓網戸清掃」など、清掃作業表で設定のない作業単位が計上されていた。

【措置の状況】

積算金額の算出誤りが生じたことについては、担当者の理解が不足し、前年度の積算書をそのまま使用すれば問題ないと認識し、必要な確認及び修正を怠ったこと、各承認者及び決裁者が単価の確認を怠り、積算金額の算出誤りに気が付かなかったことが原因です。

このため、委託事務を行うに当たり、職員の理解を深めるため、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルにより事務処理方法を確認し、事務手続の漏れなく、確実に施行することを担当者に徹底することに加え、次の改善をしました。

- 1) 契約課から、当業務については、契約事務マニュアルに沿って事業者から参考見積書を徴取し、それを参考に積算を行うことが適当であるとの助言を仰ぎ、それを参考に積算を行いました。
- 2) 積算金額の根拠となる仕様書の施行場所、材質、作業内容及び作業単位の確認は、現場及び工事図面等を照合することにより行いました。
- 3) 決裁過程において、係員は積算書の作業内容、作業単価及び計算式の確認をし、係長は積算書の計算式を確認した上で検算を行い、決裁者はそのすべてが確認されたことを確認することとしました。その担保のため、係長が確認をした積算書に確認した旨の記載をし、その記載がされた積算書を決裁に添付することとしました。令和2年度は、前述の方法により正確に積算金額を算出し、委託事務を実施しました。

3 支出負担行為に必要な決裁文書の添付漏れについて〔建設政策課〕

【指摘事項】

市予算規則第28条及び別表第2の規定によれば、委託契約の支出負担行為伺書には決裁文書及び入札書（見積書）を添付しなければならないこととされており、電子決裁導入後の手続としては、事業決裁を文書管理システムで起案した上で、財務会計システムで起票する支出負担行為伺いに事業決裁をリンクさせることで両システムを関連付けて処理し、入札書（見積書）についても、紙文書をスキャンし電子化して支出負担行為伺いに添付することとなっている。

しかし、駿河区静岡海岸周辺その1地区（E2、FⅡ工程）地籍調査業務委託契約において、事業決裁は適切に行われていたものの、財務会計システムで起票した支出負担行為伺いに本来されるべき事業決裁の添付がされておらず、見積書についても、紙文書は存在していたものの、支出負担行為伺いに添付されていなかった。

【措置の状況】

支出負担行為書を回議する際、電子+紙回議としており、電子データでの添付が必要な見積書や、リンクさせる事業決裁を紙添付のみで起案してしまい、起案者から承認者、決裁者に至るまで、電子決裁における事務手順の確認が不十分であり、チェック体制が機能していなかったため、誤りが生じてしまいました。

今後は同様の誤りが生じないように、課内で指摘事項を供覧し、令和2年4月20日に周知徹底しました。

なお、指摘を受けた委託契約については、支出負担行為書に事業決裁をリンクさせる処理及び、見積書の電子データを添付する処理を行い、令和2年4月27日に処理が完了しました。

また、市予算規則や各種マニュアル等で事務処理手順を確認し、電子決裁の回議時において、電子データの添付やリンクさせる関連文書に漏れがないかの確認を係内で徹底し、再発防止を図ります。併せて、再発防止策についてリスクチェックシートに記載し、毎年定期的に確認することとしました。

4 専決権者による決裁を経していない文書の外部への提出について〔道路保全課〕

【指摘事項】

市事務専決規則第5条及び別表第1の規定によれば、「申請、届出、回答、調査、照会、報告、通知等を行うこと」は課長等共通の専決事項とされているが、市が受託者となっているしずマチ（広場）清掃委託契約において、委託者・国に対して市長名で作業日程表を提出した際に専決権者（課長）の決裁を経ずに事務を執行していた。その理由は、作業日程表は簡易なものであったため決裁を省略していたとのことであったが、軽易であることを理由とする決裁の省略は、同規則に反するものである。

【措置の状況】

専決権者による決裁を経っていない文書を外部へ提出していた件について、契約書締結に係る決裁はとっており、作業日程表はその契約書に記載してある清掃委託の期間を示している程度の簡易なものだったため、決裁を省略してもよいと認識していたことが原因であると考えます。

よって、再度課内で指摘事項を供覧するとともに、静岡市事務専決規則に基づいて決裁を経たうえで事務を執行することについて、令和2年5月30日に周知徹底を図りました。

なお、国に提出していた「しずマチ（広場）清掃委託契約」の作業日程表の必要性について、昨年度に国と協議を行いました。その結果、作業日程表は提出不要であると同意がとれたことから、令和2年度の契約書条文からは既に削除されています。

5 見積結果表の記載内容の誤りについて〔道路保全課〕

【指摘事項】

街路樹健全性診断業務委託契約において、見積結果表に記載されるべき見積執行日時と見積施行場所が記載されておらず、見積執行を行った日時と場所が確認できなかった。その上、当該見積結果表には、必要のない見積書の提出期限と提出場所が記載されていたが、そのまま決裁手続が行われていた。

【措置の状況】

見積結果表に記載されるべき見積執行日時と見積施行場所が記載されておらず、必要のない見積書の提出期限と提出場所が記載されていた件について、最新の見積結果表の様式を使用せず、過去に使用した見積結果表の様式をもとに見積結果表を作成したこと及び他の者のチェックがなかったことが原因であると考えます。

よって、再度課内で指摘事項を供覧し、令和2年5月30日に周知徹底を図りました。

また、再発防止策として、担当者が書類を準備後、「最新の様式を使用しているか」、「見積結果表に見積執行日時と見積施行場所の欄があるか」、「『提出期限、提出場所』のような不要な記載がないか」を係内で再度確認することとしました。

6 金額誤りのある請求書の受領について〔選挙管理委員会事務局〕

【指摘事項】

統一地方選挙啓発業務委託契約において、契約金額が15,000,000円（一括払）の契約であるにもかかわらず、受託者から「1,500,000円」と記載された請求書を受領した上、その誤りに気付かないまま支出命令書を作成し、当該請求書のデータとともに支払手続が行われていた。

なお、実際の支払は、正規の契約金額で行われていたため実害は生じなかったものの、金額の桁ずれによる無効な請求書に誰一人気付かないまま決裁手続や審査が行われ、支払完了に至ってしまったことは、内部統制上の大きな課題といえる。

【措置の状況】

請求書を受領する際に、金額の桁数を見誤り、その後の決裁においても複数の職員が、桁数の誤りを見落とししたことが原因です。

今後の対策として、請求書を受領する際は、請求書の記載事項に誤りがないか契約書

と付け合わせした上で請求書にレ点チェックを行い、支払業務における支出伝票チェック表を作成し確認項目を可視化した上で、決裁を回す際は電子決裁とともに支出伝票チェック表を回し複数人で確認を徹底します。